

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 1 号

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程
(奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同項第 4 号、第 2 5 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正)

第 2 条 次に掲げる奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 2 7 条の見出し及び同条第 1 項 1 号、第 2 8 条第 1 項第 1 号並びに第 3 0 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

(奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号、以下「改正刑法」という。）の施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第 1 条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程第 2 5 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 改正刑法の施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第 2 条の規定による改正後の奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第 2 6 条第 1 項及び第 5 項、第 2 7 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 3 0 条第 4 項並びに奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第 3 0 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。